

旧法（親族／相続／戸籍）の基礎知識 《目次》

第1編 旧法総論

第1章 民法施行前の身分法と民法の変遷

- 一 太政官布告時代
- 二 明治二三年制定の民法典
- 三 民法施行前の慣例
- 四 旧民法の特色
- 五 旧民法の改正
- 六 旧民法と現行民法の経過規定
- 七 民法施行前の諸制度
 - 1 附 籍
 - 2 合 家
 - 3 妾（メカケ）
 - 4 縁、女
 - 5 廃嫡、養嗣子

第2章 行政目的のための戸籍制度

- 一 戸籍の沿革－戸籍はなぜつくられたか
- 二 明治政府の戸籍への取り組み
- 三 戸籍と徴兵制度
- 四 戸籍と居住地の関係

第3章 旧法戸籍

- 一 明治五年式戸籍
- 二 明治一九年式戸籍
- 三 明治三一年式戸籍
- 四 大正四年式戸籍
- 五 戸籍の改製
- 六 応急措置法
- 七 新法施行の経過措置

第4章 「家」とはなにか

- 一 「家」制度とは
- 二 「家」制度のしくみ
- 三 「家」の種類
- 四 家族とは
- 五 「家」制度は廃止された

第5章 「戸主」とはなにか

- 一 「戸主」制度とは
- 二 「戸主」の家族に対する権利（戸主権）
- 三 「戸主」の家族に対する義務
- 四 戸主権以外の戸主の権利
- 五 戸主権の代理行使

第6章 戸主権の喪失

- 一 戸主権喪失の原因
- 二 隠居
 - 1 隠居とは
 - 2 隠居の一般的要件
 - 3 普通隠居の要件
 - 4 特別隠居の要件
 - 5 隠居の効果
 - 6 隠居の無効
 - 7 隠居の取消
 - 8 隠居能力
 - 9 隠居の届出
 - 10 隠居届出の要件
 - 11 戸籍の記載
- 三 入夫婚姻
 - 1 入夫婚姻とは
 - 2 入夫婚姻の要件
 - 3 入夫婚姻届書の記載
 - 4 入夫婚姻の効果
 - 5 戸籍の記載
- 四 入夫の離婚
 - 1 入夫離婚の効果
 - 2 戸籍の記載

第7章 分家一家の設立1

- 一 家の設立
- 二 分家とは
- 三 分家の要件
- 四 分家の方式
- 五 分家の効果
- 六 分家家族の範囲
- 七 分家戸籍への移記事項

八 戸籍の記載

第8章 廃絶家再興一家の設立2

- 一 廃絶家再興とは
- 二 廃絶家再興の要件
- 三 廃絶家再興届出の要件
- 四 廃絶家再興の効果
- 五 戸籍の記載

第9章 一家創立一家の設立3

- 一 一家創立とは
- 二 一家創立の原因とその態様
 - 1 子の父母が共に知れないとき
 - 2 非嫡出子が父母の家に入ることができないとき
 - 3 婚姻、養子縁組によって他家に入った者が、離婚、離縁にあたって、その実家の廃絶のため復籍する家がないとき
 - 4 戸主の同意を得ないで婚姻又は縁組によって他家に入った者が、離婚、離縁にあたって復籍を拒絶されているとき
 - 5 家族が離籍されたとき
 - 6 絶家に家族があるとき
 - 7 外国人が帰化、又は元日本人が国籍を回復したとき
 - 8 日本で生まれた子の父母が共にどこの国籍も有しないとき
 - 9 戸主でない者が爵位を授けられたとき
 - 10 皇族が臣籍に降下されたとき

第10章 廃 家一家の消滅1

- 一 家の消滅
- 二 廃家とは
- 三 廃家の要件
- 四 廃家の効力
- 五 戸籍の記載

第11章 絶 家一家の消滅2

- 一 絶家とは
- 二 絶家の時期
- 三 絶家の効果
- 四 家族が一家創立届出をする場合の諸要件
- 五 絶家による戸籍の消除
- 六 戸籍の記載

第12章 親族関係

一 親族とは

- 1 親族の意義
- 2 親族の種類
- 3 親族関係の法律的効果

二 継親子とは

- 1 継親子の意義
- 2 継親子の要件
- 3 継親子の法律関係
- 4 継親子の法律上の効果と特則
- 5 継親子関係の消滅
- 6 継親の家籍の異動と継親子関係

三 嫡母庶子とは

- 1 嫡母庶子の意義
- 2 嫡母庶子の要件
- 3 嫡母庶子の法律関係
- 4 嫡母庶子関係の消滅

四 配偶者

五 姻族

- 1 姻族の意義
- 2 姻族の効果
- 3 姻族関係の消滅

六 親族入籍とは

- 1 親族入籍の意義
- 2 親族入籍の要件
- 3 入籍者に随従する者
- 4 親族入籍と廃家との関係
- 5 内外籍間の親族入籍
- 6 戸籍法上の届出
- 7 戸籍の記載

七 引取入籍とは

- 1 引取入籍の意義
- 2 引取入籍に要する同意
- 3 引取入籍の要件
- 4 引取入籍の個々の事例
- 5 戸籍法上の届出
- 6 戸籍の記載

第13章 戸籍の仕組（届出、記載、編製）

- 一 大正四年式戸籍の仕組
- 二 戸籍記載の通則と届出の種類
 - 1 戸籍の届出と職権記載
 - 2 戸籍記載通則
 - 3 報告的届出
 - 4 創設的届出
 - 5 報告的届出と創設的届出を併有する届出
- 三 手続的な戸籍記載事項
- 四 実質的な戸籍記載事項
- 五 特殊な戸籍記載事項
- 六 戸籍記載事項の法定
- 七 戸籍の編製
- 八 大正四年式戸籍

第2編 旧法各論

第1章 出生

- 一 出生子
- 二 推定を受ける嫡出子
- 三 推定を受けない嫡出子
- 四 私生子
- 五 庶子
- 六 出生届出の要件
- 七 出生届書の記載事項
- 八 戸籍の記載

第2章 認知

- 一 認知の意義
 - 1 父との関係
 - 2 母との関係
- 二 認知の方式
- 三 被認知者の家籍の変動
- 四 任意認知
 - 1 実質的要件
 - 2 形式的要件
- 五 強制認知
- 六 認知の効力
- 七 認知無効、取消

八 戸籍の記載

九 準正

- 1 準正の意義
- 2 準正の種類と要件
- 3 認知の無効、取消
- 4 準正の効果
- 5 子の家籍
- 6 死亡した私生子の準正

第3章 養子縁組

- 一 養子縁組の意義
- 二 養子縁組の種類
- 三 養子縁組の要件
- 四 養子縁組の届出
 - 1 通常の養子縁組
 - 2 遺言による養子縁組
 - 3 婿養子縁組
- 五 養子縁組の効力
- 六 戸籍の記載

第4章 養子縁組の解消

- 一 養親子関係に基づく親族関係の消滅
- 二 協議上の離縁
- 三 裁判上の離縁
- 四 離縁の特殊な場合
 - 1 戸主の離縁の禁止
 - 2 養子である妻の離縁（法律上の離縁）
 - 3 養親が夫婦である場合の離縁
- 五 離縁の効果
 - 1 通常の離縁の場合
 - 2 離縁された養子に夫がいる場合
 - 3 養子の直系卑属とその配偶者
 - 4 養子が実家に復籍しない場合
 - 5 転縁組を解消した際の復籍すべき実家
 - 6 旧民法第八七五条の規定
 - 7 離縁届出の受理
- 六 養親が養家を去った場合
 - 1 その意義
 - 2 旧民法第七百三十条第二項の解釈

3 養親子関係が継続する場合

七 戸籍の記載

1 離縁に関する戸籍の記載

2 養親の去家による戸籍の記載

第5章 婚姻

一 婚姻の意義

1 実質的要件

2 形式的要件

3 婚姻の解放

4 届出主義の採用

5 婚姻障害

二 現行民法にない婚姻要件

三 婚姻の無効と取消

1 婚姻の無効原因

2 婚姻の取消原因

四 婚姻の効果

五 内縁

1 事実婚から法律婚へ

2 婚姻の届出を阻止するもの

3 内縁の成立

4 法律上の婚姻とは異なる取扱い

5 内縁の保護

六 婚姻の形態と戸籍の記載

第6章 離婚

一 離婚制度とその変遷

二 離婚の種類

三 協議離婚の意義とその要件

四 裁判離婚の意義と離婚原因

五 離婚の効力

六 離婚によって復籍する家

七 離婚復籍者の実家での身分の回復

八 離婚と子の家籍

九 戸籍の記載

第7章 親権

一 親権とは

1 親権の意義

- 2 戸主権と親権
- 3 親権を行う者
- 4 同一家籍に数種の父母がいる場合の親権者
- 二 親権の効力
- 三 親権の消滅原因
- 四 親権を法律上行使できない場合
- 五 親権行使届、管理権行使届
- 六 財産管理の辞任
- 七 失権宣告の取消とその届出
- 八 戸籍の記載

第8章 後見

- 一 後見制度
 - 1 後見開始原因
 - 2 後見開始の日
- 二 後見の機関
 - 1 後見人
 - 2 後見監督人
- 三 後見の事務
- 四 後見の終了
- 五 親族会
- 六 保佐人
 - 1 保佐人制度
 - 2 保佐人の権限
 - 3 保佐人に関する戸籍の届出
- 七 後見保佐に関する戸籍の記載

第9章 扶養

- 一 私的扶助と公的扶助
- 二 生活保持の義務と生活扶助の義務
- 三 扶養を受ける権利の法的性質
- 四 扶養義務の内容と扶養の方法
- 五 扶養義務発生の要件
- 六 扶養の当事者

第10章 死亡、失踪、高齢者消除

- 一 死亡
- 二 失踪宣告
- 三 高齢者消除

第11章 氏名、族称の変更と襲爵

- 一 氏名の変更
- 二 族称の変更
- 三 襲 爵
- 四 授爵による一家創立
- 五 族称等の廃止

第12章 転籍、就籍、寄留制度

- 一 戸籍による住民の把握
- 二 転 籍
- 三 就 籍
- 四 寄留制度

第13章 国籍の取得、喪失

- 一 国籍の概念とその得喪
- 二 国籍の取得
- 三 国籍の喪失
- 四 国籍の回復

第14章 戸籍の訂正

- 一 戸籍訂正の意義
- 二 申請による戸籍訂正
- 三 職権による戸籍訂正
- 四 行政区画による名称等の変更

第15章 相 続

- 一 旧法における相続
- 二 家督相続
- 三 遺産相続
- 四 相続法の規定
- 五 相続権の根拠
- 六 相続権の法的性質

第16章 家督相続

- 一 家督相続通則
 - 1 家督相続開始原因
 - 2 相続開始の時期
 - 3 相続開始の場所
 - 4 家督相続による新戸籍編製
 - 5 相続回復請求の訴

- 6 相続財産に関する費用
- 7 家督相続開始後における隠居の取消
- 8 前戸主に対する失踪宣告の取消
- 二 家督相続人の種類と順位
 - 1 第一順位 第一種の法定家督相続人
 - 2 第二順位 指定家督相続人
 - 3 第三順位 第一種の選定家督相続人
 - 4 第四順位 第二種の法定家督相続人
 - 5 第五順位 第二種の選定家督相続人
- 三 家督相続人の資格
 - 1 胎 児
 - 2 相続欠格
 - 3 廃 除
- 四 家督相続の一般的効力
 - 1 家督相続の対象とされるもの
 - 2 家督相続の効力の発生時期と戸籍の届出
 - 3 戸籍の記載
- 五 被相続人の財産留保
 - 1 隠居、入夫婚姻による家督相続の特例
 - 2 財産留保の要件
 - 3 前戸主の債務弁済責任
 - 4 財産留保と登記
- 六 国籍喪失による家督相続
 - 1 その特則
 - 2 国籍喪失における家督相続の効力
 - 3 国籍喪失者が所有することのできない財産
 - 4 前戸主の債務弁済責任
- 七 相続による物権移転と登記
- 八 家督相続回復請求権

第17章 遺産相続

- 一 遺産相続とは
 - 1 遺産相続の意義
 - 2 遺産相続の開始原因
 - 3 家督相続に関する規定の準用
 - 4 遺産相続と家督相続の差異
- 二 遺産相続人の順位
- 三 遺産相続人の資格

四 遺産相続の効果、相続分等

事項索引

旧法（親族／相続／戸籍）の基礎知識 目次（終）